

ようこそ、  
鹿嶋市議会の皆さん！

# 古賀市議会の 議会改革の取り組み その歩みと今後の課題

令和元年11月12日（火）

古賀市議会

	鹿嶋市	古賀市
人口	67,448人	59,444人
世帯数	28,682 世帯	25,692 世帯
面積	106.03 k <sup>2</sup>	42.07 k <sup>2</sup>
人口密度	636.12 人/k <sup>2</sup>	1,412.98 人/k <sup>2</sup>
議員数	20人	19人

（10月1日現在）

（9月末日現在）

# 今日お話しする主なテーマ

- (1) 議員間討議・政策条例立案等（政策推進会議）  
について
- (2) 自由討議について
- (3) その他

# 模索

## 改革の模索 市制施行（1997年）を契機に

- 「議会だより」の発行
- 一日一委員会の開催
- 議会閉会中の所管事務調査
- 議長裁量による一問一答

# 検討

## 検討の着手 活性化特別委（2010年）や議運

- 議会基本条例の視察研修、三重県議会事務局次長による研修会
- 特別委最終報告「基本条例は、来任期における重要な検討課題」

# 実現

## 議会改革の実現 2011年5月～2015年5月

- 議会基本条例策定を掲げた議長の所信表明
- インターネット中継、議会基本条例の施行、改革度九州沖縄1位
- 災害対応要綱や看護大学とのパートナーシップ協定

# 定着

## 議会改革の定着 2015年5月～2019年5月

- 議会改革の定着、継続
- まち・ひと・しごと地方創生への対応
- スマホ、iPad対応

# ?

## 議会改革の継続 2019年5月～2019年8月

- 議会改革の継続
- 通称名使用要綱整備

# 議会基本条例の制定、施行に向けた取り組み

議会基本条例等調査特別委員会設置（2011年6月22日）

先進地視察

ワーキングチーム

市民アンケート

パブリックヒアリング

田中孝男先生研修会

素案検討小委

条例案検討小委

市民説明会

議会基本条例等調査特別委員会最終報告（2013年3月26日）

議会基本条例案議員提案（8人、2013年6月6日）  
賛成多数で可決（13：5，6月19日）

議会基本条例施行準備会設置（2013年8月22日）  
答申（2014年3月20日）

議会基本条例施行に向けた会議規則改正案  
全会一致で可決（2014年3月27日）

議会基本条例施行（2014年4月1日）⇒議会報告会

2年間の検討

8ヶ月の準備

実践

- 会議規則改正
- 議会報告会  
実施要綱
- 政策推進会議  
運営要綱
- 議会全員  
協議会規程

この8ヶ月間の  
経験が大きな  
特徴でした

政策推進会議  
政策課題発表会の様子



政策課題の発表会



提言に向けた議員間討議

## 議会基本条例・第13条

- 市政に関して重要なものについて、議員間で共通認識及び合意形成を図り、政策立案を推進するため、**政策推進会議**を開催することができる
- 提言として取りまとめたものについて市長等に報告することができる

## 政策推進会議運営要綱

- (所掌事務) **政策課題**の決定、**調査研究**の実施、**政策的条例案**の策定、市長に対する**政策提言**の報告
- (役員会) 副議長及び各会派から選出された者で役員会を置く。
- (役員会の所掌事務) 政策課題の募集及び選定、政策課題発表会の企画及び実施、議会報告会を受けた政策課題の発意、緊急性および必要性が高い政策課題の発意



バス乗務員から説明を聞きました



バスの中でアンケートに記入する高校生



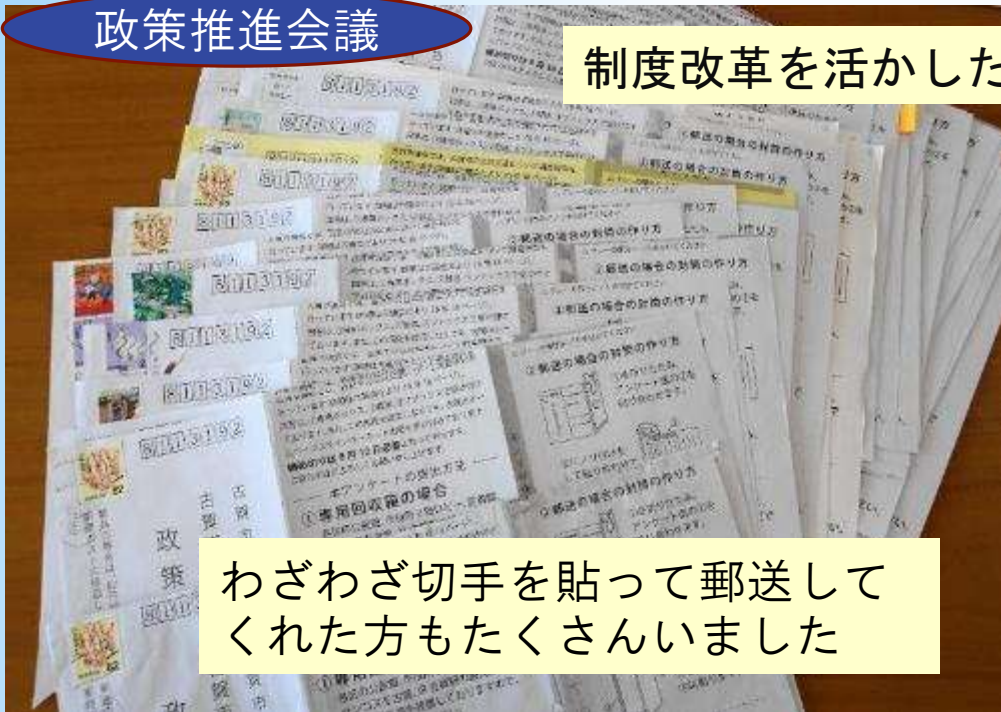
乗客から直接聞き取りもしました



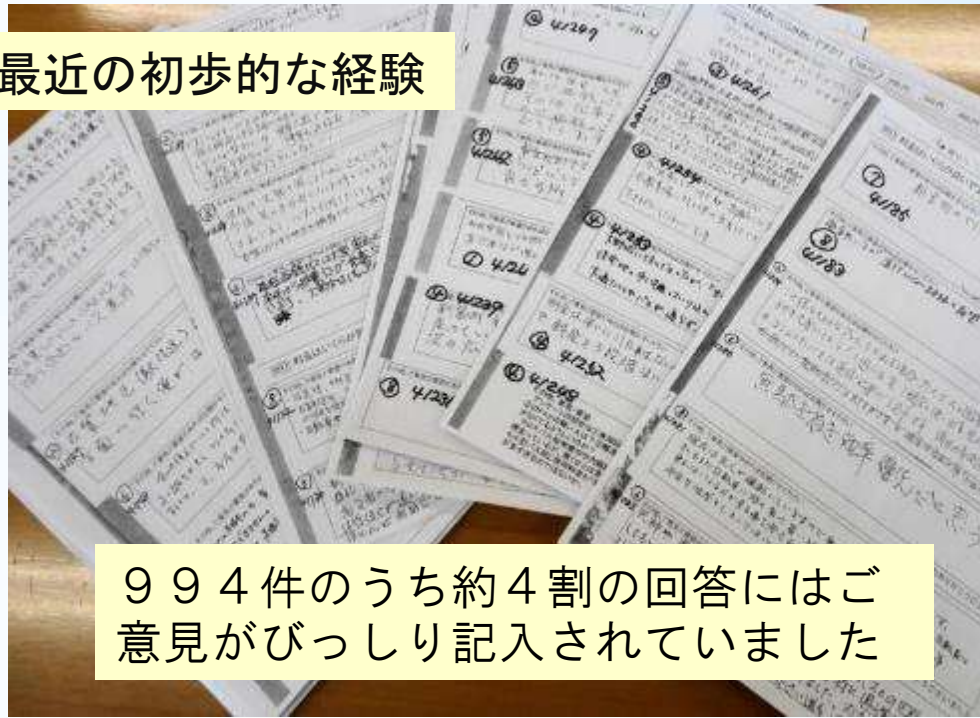
朝夕は通勤・通学が多かったです

2016年8月上旬  
全議員が市内の路線バスに乗車して  
現状調査を行いました。

制度改革を活かした最近の初歩的な経験



わざわざ切手を貼って郵送してくれた方もたくさんいました



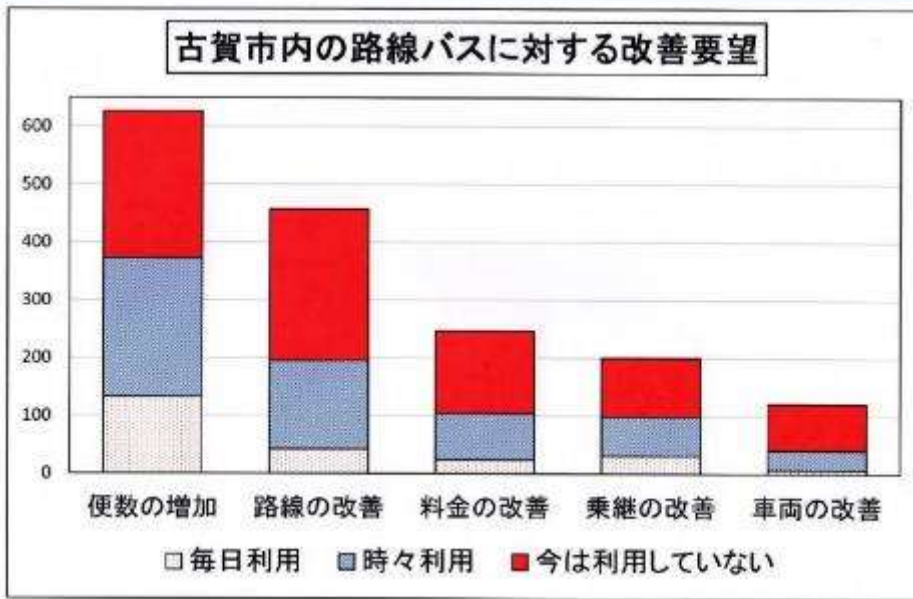
994件のうち約4割の回答にはご意見がびっしり記入されていました

2016年8月～9月10日

公共交通に関するアンケート  
私たちの予想を遥かに超える  
994件の回答が寄せられました



994件の回答をパソコンで集計



平成29年3月2日

古賀市長 中村 隆象 様

古賀市議会 議長 結城 弘明  
古賀市議会政策推進会議 会長 田中 英輔  
副会長 清原 哲史

## <<古賀市の公共交通体系の確立に向けての提言>>

古賀市議会基本条例に基づき設置された政策推進会議で「古賀市公共交通」について平成27年6月から平成29年2月まで現地調査、市民アンケート、議員、会派、議員グループから意見、構想を出し合い調査研究を行いました。古賀市の公共交通体系の確立に活かされるよう以下の提言をいたします。

### ① 現在の西鉄路線バスの維持と発展は必要である

現在年間26万人近い利用者があり、市民にとって日常生活になくてはならない移動手段になっている。少子高齢化時代を迎え西鉄路線バスは基幹公共交通として維持と発展は益々重要である。

### ② 公共交通は福祉的かつ教育的視点で検討すべきである

現在年間4,000万円余りの財源を充て運行しているが、高齢者の外出促進、市民の健康管理、社会教育を享受する環境、古賀市の将来を担う子どもたちの教育を支える環境など、安全で低廉な価格で利用できる利便性の良い交通環境が保証される必要がある。公共交通はそのような点から福祉的かつ教育的視点で検討されるべきである。

### ③ 利用者の目的にあった改善を求める声を聴くべきである

乗車調査やアンケート活動を通して、改善を求める強い声を聴取した。それはアンケートの回答や自由記述にも表れている。路線バスの運行は市民の要望、目的に合ったものが必要である。運行を優先する余り利用者の利用目的からずれた運行になっていないか検証すべきである。利用者の声を聴き、そうした声を反映した運行は、今は利用していない市民の利用促進にもつながる。市民とともに運営する路線バスとして改善を求める声を聴くべきである。市民からの意見、要望は料金よりもバスの便数や路線の改善を求める声が多い点の特徴のひとつであった。

### ④ 廃止路線の復活や路線の見直しに取り組む必要がある

市は公共交通サービス圏をバス停から半径500メートルとして公共交通の運行を行っている。市内には過去運行されていたバス路線が廃止されたり、市内バス路線以外のバス路線からサービス圏とされているところ、公共交通サービス圏内でも運行便数が少ないなどの問題もある。交通権という概念もあり、交通空白地の解消という点から蘆野系統の清滝までの復活や路線の見直しに取り組む必要がある。

### ⑤ その他

補完的交通の手段、地域サポート補助について、さらに検討すべきである。

以上、古賀市議会政策推進会議の「古賀市公共交通に関する調査研究」についての提言といたします。調査研究にご協力いただきました市民の皆様、各種団体の皆様、事業者の皆様、執行部・職員の皆様にご心より感謝申し上げます。





# 政策テーマ発表会



政策推進会議  
政策テーマ選定に向けて発表会を実施  
(2019年10月18日)

## 発表された政策テーマ

- 福岡堅樹選手の名誉市民顕彰
- 古賀市健康づくり条例の議員提案
- 移動手段確保のための「こがバス」再編計画の提言
- 市民が利用しやすいコガバスの路線拡大
- 古賀市内の河川や海岸に流入するプラスチックごみの削減への対策
- ユニバーサルマナー宣言都市古賀市を目指す
- 農林業の振興
- 気候変動（地球温暖化）に対する対応

## 自由討議の活用

### 議会基本条例で自由討議尊重を規定

●基本条例 第4条第1項

議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、**議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。**

### 会議規則で自由討議の運用を規定

●会議規則第52条の2、第115条の2

質疑終了後、議長（委員長）が必要があると認めたとき又は動議があったときは、会議に諮って**自由討議を行うことができる。**

●会議規則第60条、第122条 質疑、自由討議又は討論が終わったときは、議長（委員長）はその終結を宣言する。

## 議会基本条例施行前に自由討議を試行

### ●2013年12月議会

補正予算審査で休憩中に自由討議を試行

## 総務委員会で自由討議を活用

### ●2014年6月議会

総務委員会に付託された議案審査（自治基本条例策定委員会設置条例）  
で自由討議を活用

## 決算特別委員会で自由討議を活用

### ●2014年9月議会

決算審査で質疑終了後、公共交通の在り方について  
自由討議を行い6人が発言。委員長報告に盛り込む。

## まち・ひと・しごと特別委で自由討議

### ●2015年9月～12月 各会派・議員の意見を基に自由討議

## 市民建産委員会で自由討議を経て「附帯決議」「決議」

### ●2016年3月議会 国保税改定に伴う市長への要望

2018年3月議会では  
予算審査特別委員会、  
各常任委員会で自由討議を行った

# 閉会中の所管事務調査と議案審査

国保改定の協議会諮問  
(2015年11月)

国保改定の協議会答申  
2016年1月28日

法定外繰入による改定率確定

国保改定の議案提出  
2016年2月22日

国保改定の議案可決  
市長に5点要望

「市長声明」実現。  
「決議」可決後の執行状況を確認。

閉会中の所管委員会 (2月2日)

- 国保改定に関する国保運営協議会への諮問、協議会の答申の**報告なし**
- 答申の資料提出を求め、**答申書を提出**

- 国保運営協議会の会議資料に基づき「論点」を整理して議案審議
- 委員から**自由討議を求める動議**

会期中の所管委員会 (3月8日)

- **附帯決議案**を審議し可決

会期中の所管委員会 (18、22日)

**自由討議** ↓ **附帯決議**

最終日の本会議 (28日)

**「決議」を委員会提出・可決**

- 4月25日 **「市長声明」** を発表。

閉会中の所管委員会 (4月26日)

- 国に対する **「緊急要望」** (古賀市長名) を提出 (5月25日)

会期中の所管委員会 (6月16日)

古賀市議会と福岡女学院看護大学との  
パートナーシップ協定書

古賀市議会（以下「議会」という。）と福岡女学院看護大学（以下「看護大学」という。）とは、両者の連携と相互協力に資するため、次の通り協定締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民を代表して市政に関する意思決定を行う議会と、知的資源を集積する看護大学がパートナーシップを構築することにより、それぞれが持つ資源を有効に活用し、地域社会における政策課題への適切な対処と、地域の発展に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、議会及び看護大学は相互に連携、協力をするものとする。

- (1) 健康づくりについての意見交換、研修の機会
- (2) 議会の政策形成能力の向上に関する事
- (3) 看護大学の教育研究環境の充実に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために、議会及び看護大学が協議の上、必要と認められる事項

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年（2016年）3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、議会又は看護大学から本協定にかかる変更又は解消の申入れがないときは、同一条件によりさらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）


第4条 この協定に定めるもののほか、議会と看護大学との協力に関し必要な事項については、両者協議の上、別に定めるものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、議会及び看護大学がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年（2015年） 2月24日


古賀市駅東1丁目1番1号

古賀市議会

議長 奴間 健司 

古賀市千鳥1丁目1番7号

福岡女学院看護大学

学長 西間 三馨 

# パートナーシップ協定に基づく 取り組み



福岡女学院看護大学の学生  
3人が議員にインタビュー



学生3人が2班に分かれて、  
議員と意見交換

2019年6月24日  
看護大学生インタビューを実施



福岡女学院看護大学の松尾教授が  
県市議会議長会研修会で講演

2015年10月15日

健康寿命延伸、議会と大学との  
パートナーシップ協定を発信

# 質疑応答

ご清聴ありがとうございました。